

放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件（案）に関する意見募集
に対し寄せられた御意見について

平成 28 年 3 月
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課では、放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件の一部改正案に対して、平成27年12月28日から平成28年1月27日まで、インターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、改正案に対して2件の御意見をいただきました。

これらについて、当省の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

(御意見 1)

- 放射性物質等の、取扱いに大変な注意を要する危険物質を運搬する際は夜間での運搬作業を行うことを提案する。例えば放射性物質の運搬の際の生じる空気中に残る有害物質は短時間で消滅するものである。しかし例え短時間だったとしても有害性はあるため、通行人等が多い昼間に一般の道路を使用して運搬するよりも、夜間、とりわけ深夜の時間帯に運搬を行う方が望ましいと考えられる。よって私は放射性物質の運搬は夜間に行うべきだと考えている。

(御意見 1 に対する考え方)

放射性物質の輸送について IAEA 輸送規則を国内法令に取り入れる際に、放射性医薬品についても放射線障害防止法等との整合を図っております。放射性医薬品の運搬については、L 型輸送物、A 型輸送物又は I P 型輸送物として輸送されることが想定されますが、このうち最大数量の放射性医薬品を輸送できる輸送物の形態は A 型輸送物でございます。

A 型輸送物については、本告示において、輸送容器の技術上の基準として、①定められた条件下で試験を実施した場合に、放射性物質の漏洩がないこと、②液体状の放射性物質等が収納されている場合には、容器に収納できる 2 倍以上の量の放射性物質等を吸収することができる吸収剤又は二重の密封部分からなる密封装置を備えること等の規定がございます。

さらに、線量については、①運搬物の表面における 1 cm 線量当量率が 2 mSv/h 以下、②運搬物の表面から 1 メートル離れた位置における 1 cm 線量当量率が 100 μ Sv/h 以下等の規定もございます。

ここで一般公衆の 1 年間の被ばく限度値が、1 mSvであることを考慮し、それぞれの 1 cm 線量当量率の限度値を超えるまでの時間を計算すると、運搬物表面で 30 分、運搬物表面から 1 メートル離れた位置では 10 時間となりますが、実際の運搬に当たっては、輸送物が車両に積載されて輸送されることを考えると、放射性医薬品の輸送中に一般公衆が計算で示された時間にわたって輸送物等に近づくことは想定されません。

さらに、前述の輸送容器の技術上の基準を満足していれば、現在の基準を遵守することで輸送時における安全性は確保されと考えられます。

(御意見 2)

- ラジウム223における、容器に封入することを要しない放射性物質によって汚染されたものの放射性物質の濃度を0.007TBqとすることにより、環境汚染が進行することを防ぐことができると思うので改正することに賛成です。

(御意見 2 に対する考え方)

御意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

以上